

1 事案の経緯

等々力緑地再編整備事業においては、民間活用を踏まえた公園のさらなる魅力向上に向けた検討を行っていたところ、平成 31 年 2 月 28 日に、東京急行電鉄株式会社から、等々力緑地再編整備事業に関する P F I 法第 6 条第 1 項に基づく提案の提出がありました。この提案は、公共施設の管理者（本提案においては「川崎市」）に対し、民間事業者が法律に基づいて P F I 事業の実施を提案できる制度であり、提案を受けた公共施設の管理者は、遅滞なくその案を検討し、検討結果について、提案した民間事業者あてに通知するものとされています。

当該事業者から提案いただいた内容について、知的財産等に配慮しながら提案内容の妥当性を検証し、提案に対する本市の方針について、検討を進めています。

- 平成 30 年 11 月 16 日（火） 等々力緑地再編整備事業における「マーケットサウンディング」の開始
- 平成 30 年 12 月 10 日（月） 東京急行電鉄株式会社（以下、「提案者」）とのマーケットサウンディングにおける個別対話にて、P F I 法第 6 条第 1 項に基づく民間提案の提出に関する示唆を受ける。
- 平成 31 年 2 月 28 日（木） 提案者より民間提案の提出、提案書の形式的な審査開始
- 平成 31 年 3 月 7 日（木） 提案者への提案書の受理の通知（審査・検討の開始）

2 提案内容の概要

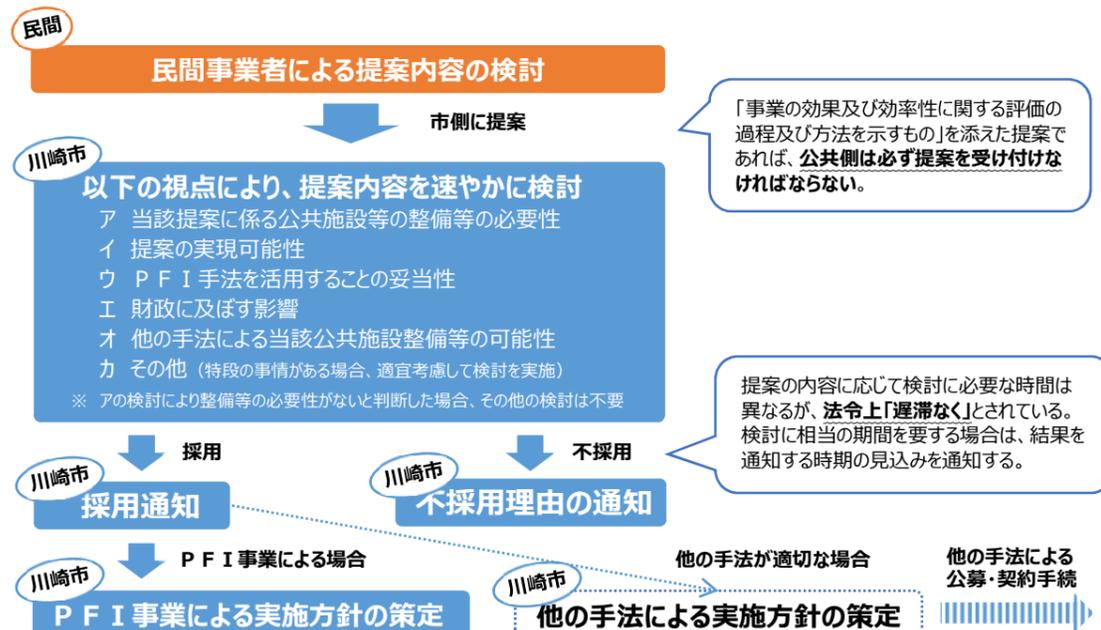
等々力緑地の一体的な管理・運営、等々力陸上競技場・市民ミュージアム・とどろきアリーナ・その他公園施設の活用、民間収益施設の設置等による複数年の P F I 事業の実施に関する提案

3 P F I 法に基づく民間提案について

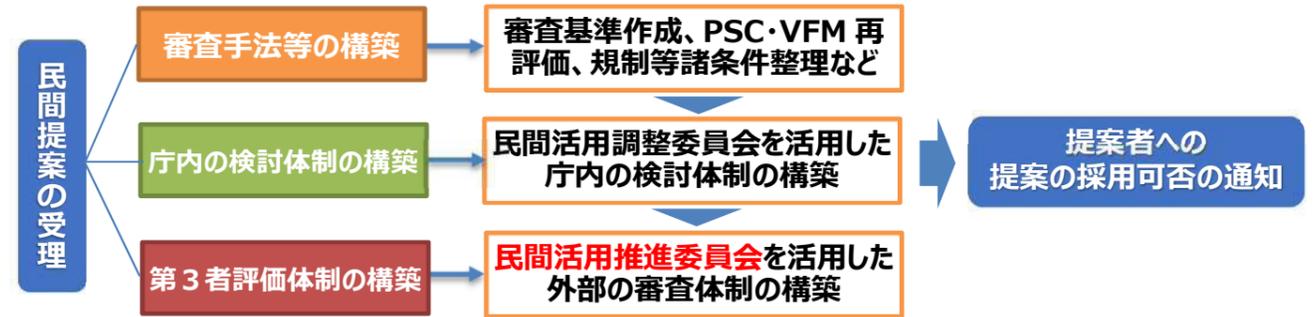
民間提案制度とは、P F I 法に規定された、民間事業者が、施設管理者である国や自治体等に対し、公共施設等の P F I 事業の実施を各施設管理者に提案できるしくみです。法律上、施設管理者には民間事業者の提案について、応答義務があります。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（P F I 法）（平成十一年法律第百十七号）（抄）
 第六条 特定事業（P F I 事業）を実施しようとする民間事業者は、公共施設等の管理者等に対し、当該特定事業に係る実施方針を定めることを提案することができる。この場合においては、当該特定事業の案、当該特定事業の効果及び効率性に関する評価の結果を示す書類その他内閣府令で定める書類を添えなければならない。
 2 前項の規定による提案を受けた公共施設等の管理者等は、当該提案について検討を加え、遅滞なく、その結果を当該民間事業者に通知しなければならない。

4 民間提案の流れ



5 審査の進め方



- 民間提案の受理後、審査手法等の構築に向けて、審査基準の作成、提出された PSC（公共側が提案した事業を自ら実施した場合に、事業期間全体を通して、いくら財政負担になるかを現在の価値に計算してあらわしたもの）・VFM（従来の方式と比べて PFI の方が総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合）の再評価、提案内容の精査を実施しています。
- 本市における民間提案の採用可否の判断を行うために、客観性を確保しながら提案の妥当性を検証するにあたっては外部専門家等による審査が有効であると考えていることから、民間活用推進委員会を活用した審査体制の構築を提案します。
- ただし、本委員会は、今年度は「新たな民間活用に関する方針」の審議に注力していただきたいこと、提案内容に対する専門的視点を有する学識経験者等にも参画していただく必要があることなどから、本委員会委員及び臨時委員からなる「民間提案審査委員会」を設置し、民間提案の提案内容の妥当性の審議を行うことを提案します。

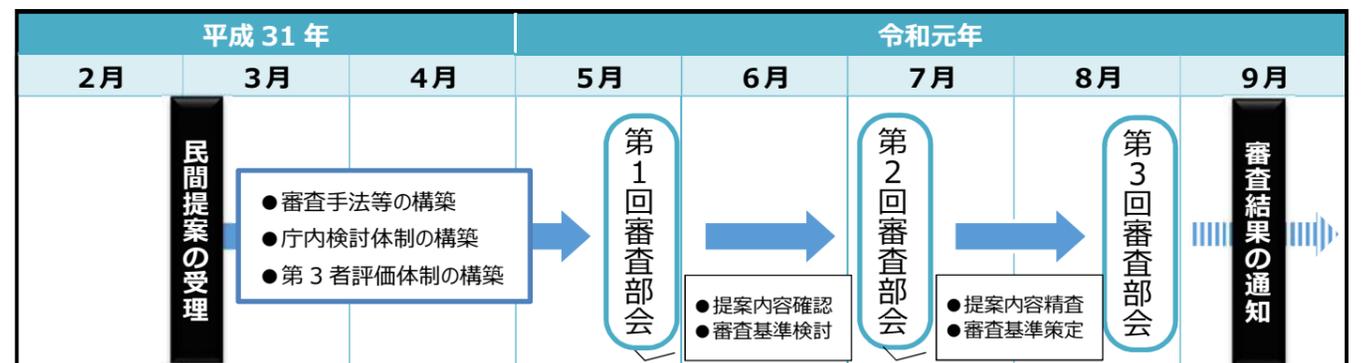
民間活用推進委員会

【所掌】
 公共サービスの提供における民間事業者の活力の活用に関する方針その他民間事業者の活力の活用の推進のために必要な事項に関して調査審議すること

【委員】
 足立 慎一郎 日本政策投資銀行 PPP/PFI 推進センター長
 安登 利幸 亜細亜大学 教授
 伊藤 麻里 アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 弁護士
 川崎 一泰 中央大学 教授
 保井 美樹 法政大学 教授

民間提案審査委員会
 本委員会委員及び臨時委員等で構成

6 今後のスケジュール



- 民間提案審査部会に民間提案を諮り、提案内容の精査や審査基準の策定等を行いながら、提案の審査を進めます。
- 遅滞なく検討を進める必要があることから、提案受理後、おおむね **6 か月間**で審査を行い、その結果を提案者に通知することを予定しています。